

## 名古屋スポーツコミッションウェブサイト構築運營業務委託 仕様書

### 1 件名

名古屋スポーツコミッションウェブサイト構築運營業務委託

### 2 趣旨

名古屋スポーツコミッションが行う、スポーツ振興等の各種活動、名古屋市におけるスポーツ施設等の基礎情報などを発信するウェブサイトを構築し運用するもの。

### 3 期間

- (1) 契約期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (2) 納期限 令和4年1月31日までに公開すること。ただし、期限に関わらず、各コンテンツの制作が完了し次第、順次公開すること。

### 4 業務内容

#### (1) ウェブサイト構築

ウェブサイトの全体構成及びデザインの制作・テンプレートの制作、HTMLコーディング、マルチデバイスへの対応（レスポンシブウェブデザインの導入等）を行うこと

#### (2) 留意事項

ア 名古屋市民等が市域におけるスポーツの魅力を感じられるような、魅力あるデザインの制作に留意すること。

イ PC 及びタブレット端末、スマートフォン等、マルチデバイスでの利用を考慮すること。ただし、デバイスごとに別のサイトを構築するのではなく、同ドメイン・同ページを使用し、画面サイズによって最適化される構造とすること。

ウ ユーザビリティを考慮し、ストレスを感じさせない程度の閲覧状態・構成・速度を意識したうえで制作すること。

エ 「名古屋市ウェブサイト運用ガイドライン」を参考に制作すること

オ ウェブサイトには、別紙ウェブサイトの全体構成(案)を基にサイトツリーを作成し提案すること。

カ 別に制作するスポーツツーリズムプロモーション映像等を YouTube にアップロードし、本ウェブサイトにおいても閲覧できるよう備えること。掲載については YouTube 上にアップロードされた動画をウェブサイトに埋め込む形とする。YouTube 上にアップロードする際に必要となる各種手

続きも委託内容に含む。

キ 構築後、定期的な更新が行えるようなシステム開発を行うとともに、マニュアル、ヘルプデスク等により運用サポートする機能を実装すること。

(3) スタートアップサイトとの連携

本業務委託に先立ち、名古屋スポーツコミッションのスタートアップサイトを開設している。ウェブサイト構築及び公開にあたってはスタートアップサイトの情報を踏襲し、引き継ぎを行うこと。

5 動作環境の保守

サーバー・ハードウェア等の提供、セキュリティ対応システムトラブル対応などを行うこと。実施にあたっては以下の事項に留意すること。

- (1) 当サイトの運用において過不足ないスペック及びサービスのサーバーを選定すること。
- (2) ウェブサイトのコンテンツを制作するにあたり、アクセシビリティ（JISX8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第三部：ウェブコンテンツ」への準拠など）への配慮について、JIS X8341-3:2016 に基づくウェブアクセシビリティ方針の文案として作成し、提案すること。
- (3) 前項で作成したウェブアクセシビリティ方針を委託者の承諾を得た上で、ウェブサイト上に掲載すること。
- (4) ドメイン名については、名古屋スポーツコミッションスタートアップサイトで使用したものを引き継ぎ使用すること。引き継ぎに必要な連絡調整は、受託者が行うこと。
- (5) ウェブサイトの構築に係るサーバーの費用、サーバー証明書にかかる費用等は、契約金額に含むものとする。
- (6) 所有する情報資産の機密性、完全性、可用性を確保した運用が可能なシステムとすること。
- (7) サイトの更新にあたり、通信の際には TLS 等暗号化の技術を用いた個人情報保護を的確に行えるシステムとすること。
- (8) 情報の更新については、ユーザー名とパスワードのみならず、端末もしくは発信元 IP アドレスを限定すること。
- (9) コンピューターウイルスの侵入・感染防止のため、ウイルス対策ソフトの導入を行う等十分な対策を適切に講じること。
- (10) 外部のネットワークとの接続点にファイアウォール等を設置し、通過するプロトコルを最小化する。また、パターンファイル等を常に最新のものに

すること。

- (11) 収集する機密情報はウェブサーバーに付属する集積を行わず、別に保護措置を講じたデータベースサーバー等に集積する。
- (12) ウェブアプリケーションを利用するときは、ウェブアプリケーションの脆弱性（XSS、インジェクションの欠陥他）対策を適切に講じること。
- (13) ウェブサーバーには不要なファイルを置かないこと。
- (14) OS、ウェブサーバーソフトウェア、CMS、その他システムを構築する上で組み込まれるソフトウェア（ミドルウェア等）の修正プログラムを適用し、最新の状態にすること。また、最新の情報を入手する体制を整備すること。
- (15) 不要なサービスプログラムは停止すること。
- (16) 名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年 3 月 31 日条例第 41 号）及び施行細則に準拠し、情報の保護及び、管理に関し適切な対策を講じること。また、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号）を遵守するとともに、コンテンツに個人情報を掲載する場合は「ウェブサイトにおける個人情報保護に関する指針」に基づき適切に取り扱うこと。
- (17) 安全なプログラミングを行うとともに、公開前に十分な診断を実施すること。
- (18) IPA（情報処理推進機構）作成の「安全なウェブサイトの作り方」に準拠すること。
- (19) システム、ハード、ネットワーク環境全般において、脆弱性が発見されたり、アップデート等のメンテナンスが必要な場合は、速やかに対応すること。
- (20) OS、データベースや操作状況等に関するログを取得できるようにすること。
- (21) 閲覧者が利用するブラウザは Internet explorer、Firefox、Google Chrome、Safari、Microsoft Edge、iOS、Android、のサポートをされている最新版のブラウザでレイアウトが崩れることのないよう動作保証に努めること。  
（Internet explorer、Microsoft Edge、Android 以外は Mac 版も配慮のこと。）

## 6 維持管理

- (1) Google アナリティクスを導入し、実績値（月次）を自動集計できるようにすること。
- (2) セキュリティが脆弱な外部サービスは使用しないこと。
- (3) リンクが切れた際は速やかに対応できるよう、リンク切れを知らせる機能を付加する等、誤ったサイトへ誘導することがないよう留意すること。
- (4) ウェブサイト全体について、十分なセキュリティ対策をとること。疑義が

- あるときは、委託者の指示に従うこと。
- (5) その他、必要なことがあれば提案すること。
  - (6) ファイアウォール等による通信制御を行うこと。

## 7 独自提案

業務を実施するにあたり、提案者が必要・効果的と考える事項について企画し、提案すること。

- (1) 名古屋市スポーツ戦略等を参考に、スポーツの魅力及びスポーツコミッションの周知につながる企画を検討すること。
- (2) 積極的な SEO 対策やウェブ広告等を講じることで、アクセス数が向上するよう努めること。
- (3) 構築した WEB サイトの将来の維持管理経費負担が軽減されるようなシステム開発を行うこと。
- (4) WEB サイトの維持管理経費に充てることのできるような、広告料等の収入確保策を検討すること。

## 8 納品

### (1) 確認

委託者は、納期までに納品を受けた成果物について、確認を行う。

### (2) 成果物

ア ウェブサイト設計書

- ・サイト構成図
- ・その他システム設計に関するドキュメント等

イ マニュアル

- ・ウェブサイトの管理・更新マニュアル一式

### (3) 納品場所

名古屋スポーツコミッション事務局

## 9 業務実施

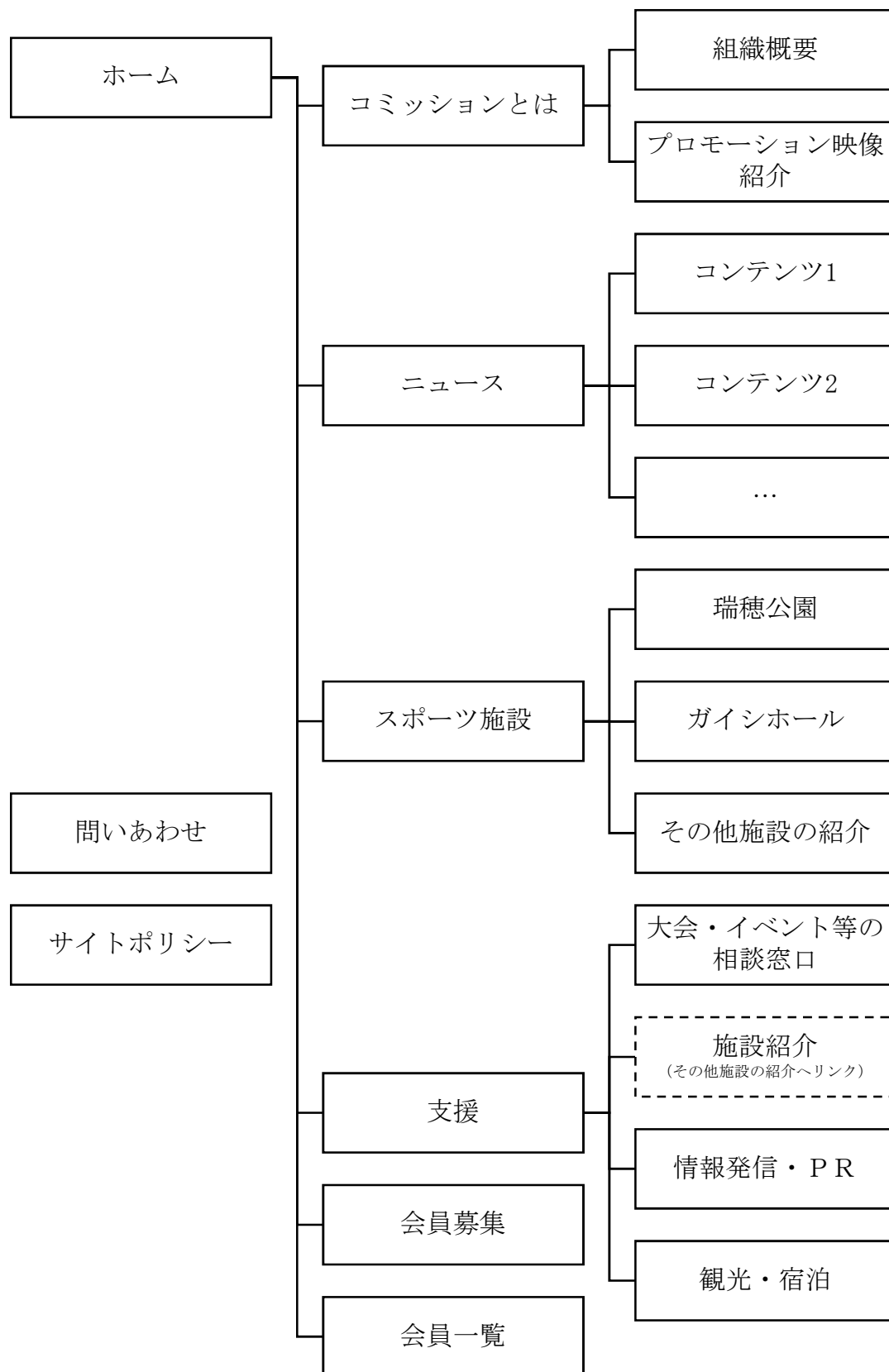
- (1) 受託者は、契約後速やかに委託者へヒアリングを行い、ウェブサイトの構成、SEO 対策について、確認・指示を受けたうえ内容を決定すること。また、業務着手から完了までの業務計画表を作成提出し、了承を得ること。
- (2) 受託者は、本業務に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行施委任者をおくこと。公開後において、不都合が生じた場合は適切な修正等を行うこと。

- (3) 設計・開発等については、受託者において開発環境を用意すること。本業務を実施するうえで必要となる機材については、本受託者において準備することとし、その所要費は契約金額に含まれるものとする。
- (4) 受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、そのほかの諸権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (5) 受託者は、すべての委託業務が完了したときには、業務完了届に事業の成果等を記載し、成果物を遅滞なく提出すること。

## 10 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、委託者と密な連絡調整を行うとともに、契約書及び本仕様書に定めのない事項については、速やかに委託者と協議の上、その指示に従うこと。また、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっては同様とする。
- (2) 本業務の履行にあたっては、名古屋スポーツコミッション財務規程、契約書及び本仕様書等を遵守し、指揮管理を徹底して、委託者に損害を生じせしめないよう留意すること。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、業務の履行に関して、社会通念上、市民から信用を失墜するような行為を行ってはならない。
- (5) 受託者は、この契約の事務を処理するにあたり、「情報取扱注意項目」、「妨害又は不当要求に対する届出義務に関する特記事項」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」、「談合その他の不正行為に係る特約条項」を遵守しなければならない。

WEB サイト構成 (案)



## 情報取扱注意項目

### (基本事項)

第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (関係法令等の遵守)

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

### (適正管理)

第 3 乙は、本件業務に関して知り得た委託者（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (機密情報の取扱いに関する特則)

第 4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第 1項第 1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

### (再委託の禁止又は制限等)

第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

### (複写及び複製の禁止)

第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

#### (情報の返却及び処分)

第8 乙は、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを保有する必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、取得情報を保有する必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

#### (情報の授受)

第9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

#### (報告等)

第10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

#### (従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

#### (契約解除及び損害賠償等)

第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

#### (電子情報の消去に関する特則)

第13 乙は、甲が所有する記録媒体の廃棄又は賃借している記録媒体の返却に当たり、本件業務により当該記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法によらなければならない。



## 障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

## 妨害又は不当要求に対する届出義務に関する特記事項

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

## 談合その他の不正行為に係る特約条項

### (談合その他の不正行為に係る解除権)

第1条 委託者は、受託者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
  - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
  - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、委託者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

### (談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受託者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、契約を解除するか否かにかかわらず、受託者は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、そのことを委託者が認めるとき。
  - (2) 前条第1項第2号のうち、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、受託者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であつ

た者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。